

介護支援専門員の研修体系について

島根県健康福祉部高齢者福祉課

研修の概要

研修名		目的・内容	受講対象者	研修時間
介護支援専門員実務研修		介護支援専門員として必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図る	介護支援専門員実務研修受講試験合格者	87時間
介護支援専門員 専門研修	専門研修 課程Ⅰ	現任の介護支援専門員に、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識、技能の修得を図ることで専門性を高め、資質向上を図る。	原則として介護支援専門員としての実務従事者で、就業後6ヶ月以上の者	56時間
	専門研修 課程Ⅱ		原則として介護支援専門員としての実務従事者で、就業後3年以上の者	32時間
介護支援専門員更新研修		介護支援専門員証更新時に定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な知識、技術の向上、専門職としての能力の保持、向上を図る。	次の①②に該当し、介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以内に満了する者 ①実務従事者：介護支援専門員の有効期間中に実務に従事し、又は従事していた経験を有する者 ②実務未従事者：介護支援専門員証の交付を受け、有効期間満了までに実務に従事した経験を有しない者	①初回更新は88時間（専門研修課程Ⅰ・専門研修課程Ⅱと同じ内容）、2回目以降の更新は32時間（専門研修課程Ⅱと同じ内容）。 ②54時間（一部の科目は、実務研修と同じ内容）
介護支援専門員再研修		介護支援専門員として実務に就いていない、又は離職している者が、必要な知識、技能の再修得を図る。	次の①②のいずれかに該当する者 ①都道府県の登録後（実務経験の有無に関わらず）5年以上実務に従事しておらず、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者 ②実務経験はあるが、その後更新を行わなかった者等で、実務経験後5年経過前に再度従事するため介護支援専門員証の交付を受けようとする者	54時間（実務未従事者の更新研修と同じ内容）
主任介護支援専門員研修		介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得する。	専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ修了者であって、次のいずれかに該当する者 ①専任の介護支援専門員として従事した期間が5年以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとする） ②ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーで、専任の介護支援専門員として3年（36ヶ月）以上である者 ③主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者 ④その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、島根県が適当と認める者	70時間
主任介護支援専門員更新研修〔H28創設〕		主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持、向上を図る。	主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する者であって、次の①～④のいずれかに該当する者 ①介護支援専門員に係る研修の企画、講師等の経験がある者 ②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外研修等に年4回以上参加した者 ③日本ケアマネジメント学会が開催する研修大会等において、演題発表等の経験がある者 ④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー	46時間

※研修の日程等については、インターネットから、「島根県健康福祉部高齢者福祉課」のホームページ、又は本県における研修実施機関である「社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター）」若しくは「特定非営利活動法人島根県介護支援専門員協会」のホームページ等で確認すること。

社会福祉法人島根県社会福祉協議会（島根県福祉人材センター） <http://www.fukushi-shimane.or.jp/jinzai/>
〒690-0011松江市東津田町1741-3（いきいきプラザ島根） TEL:0852-32-5975

特定非営利活動法人島根県介護支援専門員協会 <http://www1a.biglobe.ne.jp/shimane.caremane/index.html>
〒690-0061松江市白濁本町43番地20号 スティックビル3階 松江市市民活動センター内 TEL:0852-60-5390

※研修の受講には、受講料とテキスト代が別途必要になる。